駐車場法　技術的基準　審査表

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

1. 一般公共の用に供されている路外駐車場（面積５００㎡以上）に対して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  駐車場名 |  | チェック欄 |
| 出入口を設けてはならない箇所 | 交差点内または、それより５ｍ以内（→大臣認定があれば可能） |  |
| 道路のまがりかどから５ｍ以内 |  |
|
| 横断歩道上（自転車横断帯含む）または、それより５ｍ以内 |  |
| 横断歩道橋（地下横断歩道含む）の昇降口から５ｍ以内 |  |
| 軌道敷内、踏切内、または踏切より１０ｍ以内 |  |
| 坂の頂上付近 |  |
| 勾配が１０％を超える道路 |  |
| 幅員６ｍ未満の道路 |  |
| トンネル内、橋上　　　　（→大臣認定があれば可能） |  |
| 安全地帯の左側、および前後１０ｍ以内 |  |
| バス停から前後１０ｍ以内 |  |
| 小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設の出入口から２０ｍ以内 |  |
|
|
| 児童公園、児童遊園、児童館の出入口から２０ｍ以内 |  |
| 車路の幅員 | 往復 ５．５ｍ以上　（二輪車専用の場合３．５ｍ以上） |  |
| 一方通行　３．５ｍ以上　（二輪車専用の場合２．２５ｍ以上）（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行の用に供しない場所にあっては２．７５ｍ（二輪車専用の場合１．７５ｍ以上）） |  |
| 前面道路が２以上ある場合は交通に支障の少ない道路に出入口を設ける |  |
| 駐車面積が６，０００㎡以上の時は出口と入口を分離し、その間隔を１０ｍ以上にする（ただし、縁石線又はさく等により出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合は除く） |  |
|
| 出入口において必要のある時はすみ切りし、切取線の長さを１．５ｍ以上とる |  |
|
| 出口付近の構造は、２ｍ後退し（二輪車専用の場合は、１．３ｍ）車路の中心線上高さ１．４ｍ60度2m以上にて、道路の中心線に向い左右それぞれ６０度以上とし、歩行者の確認ができるようにする二輪車専用の場合1.3m |  |
|
|
|
|

駐車場法　技術的基準　審査表

 （令和　　年　　月　　日）

坂出市都市整備課の意見等

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

1. 建築物である路外駐車場に対して

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  出 入 口 | （１）に準ずる（車路の幅員も） |  |  |
|  車　　路 | はり下の高さは、２．３ｍ以上 |  |  |
| 屈曲部は自動車が５ｍ以上（二輪車専用の場合３ｍ以上）の内のり半径で回転できる（ターンテーブルが設けられているものを除く） |  |  |
| 傾斜部の縦断勾配は１７％を越えない |  |  |
| 傾斜部の路面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる |  |  |
| 駐車の用に供する部分のはり下の高さは、２．１ｍ以上 |  |  |
| 直接地上へ通ずる出入口のない階には避難階段を設ける |  |  |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または特定防火設備による防火区画を　　　 |  |  |
| 設ける |  |  |
|  換気装置 | １時間に１０回以上外気と交換できる能力がある |  |  |
| または開口部が床面積の１０分の１以上ある |  |  |
|  照明装置 | 車路の路面 　 １０ルックス以上 |  |  |
| 駐車の用に供する部分の床面 ２ルックス以上 |  |  |
| 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける |  |  |

 （令和　　年　　月　　日）

坂出市都市整備課の意見等